

播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の在り方検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校（以下「組合立学校」という。）の今後の在り方を検討するため、播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の在り方検討会（以下「検討会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 組合立学校の今後の在り方に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、播磨高原広域事務組合教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

2 検討会は、前項に掲げる事項を検討し、その結果を教育委員会に提出するものとする。

(組織)

第3条 検討会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 組合立学校に在籍する児童又は生徒の保護者の代表者
- (2) 播磨高原東小学校に在籍予定の児童の保護者の代表者
- (3) 組合立学校区の自治会の代表者
- (4) 応募日現在18歳以上の者で組合立学校区に在住する公募による者
- (5) 関係行政機関の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から第2条第2項に規定する検討結果を教育委員会に提出した日までとする。

2 前条第2項の規定により委嘱又は任命された委員がその身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。ただし、検討会において特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(会長)

第5条 検討会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月25日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。